船員保険・厚生年金保険　被保険者資格喪失届

【手続概要】

この届出は、船員保険および厚生年金保険の資格を喪失する者が生じた場合に、当該事実があった日から 10 日以内に船舶所有者が行わなければなりません。

ただし、被保険者資格の喪失は次のいずれかに該当した場合となります。

（１）被保険者が船舶所有者に船員として使用されなくなったとき
（２）被保険者が退職したとき
（３）被保険者が死亡したとき
（４）被保険者が 70 歳に到達したとき※

※厚生年金保険の資格のみ喪失し、船員保険は引き続き加入します。
詳しくは「70 歳以上の船員を雇い入れるとき、または被保険者が 70 歳になったときの詳細説明」を参照してください。

【添付書類】

上記（１）から（３）のいずれかに該当する場合、以下の書類（本人分および被扶養者分）を添付してください。※交付されている場合のみ

・船員保険　被保険者証
・船員保険　資格確認書
・高齢受給者証
・特定疾病療養受療証
・限度額適用・標準負担額認定証

【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【提出方法】

郵送、窓口持参、電子申請